

## 外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する論点（案）

### 1 検討会設置の経緯

外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士（以下両者を合わせて「外国法事務弁護士等」という。）の国際仲裁代理については、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）の平成8年改正により関連規定が整備され、国内における国際仲裁手続の着実な運用に寄与してきたところである。

他方、平成29年9月から開催されている「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が本年4月に発出した「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」において、「外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討」すべきとされるなど、昨今、国際仲裁活性化のための基盤整備の取組の一環として外国法事務弁護士等による国際仲裁代理に関する制度の見直しの必要性が指摘されるに至っている。このような状況を受け、本検討会が設置されたものである。

### 2 現行制度の見直しの必要性等

国際仲裁手続は、一般に、一方当事者がいわゆる外国企業である場合及び当事者双方が外国企業である第三国仲裁の場合があるところ、これら外国企業は国際仲裁事件の代理を外国法事務弁護士等に依頼するのが通例であることからすれば、外国法事務弁護士等から見て、その規制がより緩やかな国が仲裁地ないし仲裁実施地として選択されやすいものと考えられる。

諸外国の制度を見ると、特に、アジア地域において高い国際仲裁申立件数を誇るシンガポール及び香港では、仲裁事件の代理については資格による制限は課されていない。オーストラリアのニューサウスウェールズ州においても同様である。

また、米国のうち例えばニューヨーク州においては、同州において法律事務を行うための承認を受けていない外国弁護士であっても、外国の適切な団体に所属し懲戒の対象となる弁護士資格を有する者である限り、仲裁代理を行うことが許容されている。

このように、国際仲裁の利用が活発な諸外国においては、外国弁護士による代理は大きく緩和されている状況にあり、これらを踏まえ、我が国の国際仲裁代理についても更なる規制緩和に向けた検討が必要と考えられる。

### 3 「国際仲裁事件」の範囲について

外弁法において外国法事務弁護士等が手続を代理することができる「国際仲

裁事件」は、

- ① 国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であり（要件①）、
- ② 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店（以下「住所等」という。）を有する者であるもの（要件②）とされている（外弁法2条11号）。

上記のうち、要件②については、当事者の住所等のみを「国際仲裁事件」の基準としたのは、「国際仲裁事件」が、弁護士法第72条違反に基づく刑事罰又は外弁法第3条から第5条の違反に基づく懲戒の適用を除外する範囲を設けることでもあるから、その外縁が曖昧なものとならないよう明確なものにする必要があるとされたこと等を理由としている。このように、現行の「国際仲裁事件」の範囲は、明確な基準として、当事者に高い予測可能性を与え得るものと評価される。

一方で、この要件については、外国企業の子会社である日本法人間の紛争に外国法事務弁護士等が関与できず、こうした弁護士を選任したいと考える外国企業が、日本を仲裁地とすることを避ける傾向があると指摘されるなど、外弁法上の国際仲裁代理の規定が、当事者にとって日本を仲裁地又は仲裁実施地として選択する上でのハードルの一つとなっている現状が指摘されたところである。

以上の点を踏まえ、我が国が国際仲裁事件において仲裁地又は仲裁実施地として選択されやすくするため、要件①及び要件②について、その見直しについて検討する。

#### (1) 要件①について

現行の「国際仲裁事件」は、「国内を仲裁地」とする必要があるが、仲裁地と仲裁の審問地は必ずしも一致している必要はなく（仲裁法第28条第3項）、実務上も、シンガポールを仲裁地としていながら審問手続をシンガポール以外の国で行ったり、あるいは、複数の国にまたがってオンラインで審問手続を行う場合などがある。

現行制度は、このような外国を仲裁地として我が国で審問手続を行う場合に対応していないことから、この点の見直しをすることでよいか。これに関連し、外国を仲裁地とする事件は、手続的な涉外性を有していることから、こうした類型を一律に「国際仲裁事件」として扱うことについては、どのように考えられるか。

#### (2) 要件②について

当事者の住所等を基準として「国際仲裁事件」の有無を決することについては、明確である一方で、国際仲裁の活性化を図る観点から、上記のとおり、実務的なニーズを十分に反映できていないとの指摘があるところである。

このため、改めて、国際的ないし涉外性のある仲裁事件の意義について検討する必要があると考えられるところ、具体的には、次の点についてどのように考えるべきか。

ア 当事者の親会社等が外国企業である場合について

形式的には日本に住所等を有する日本法人が当事者となっている場合であっても、その親会社が外国企業である場合については、当該子会社である日本法人の意思決定に当該親会社の意向が働いている可能性が典型的に高く、このような場合に外国法事務弁護士等が当該子会社である日本法人の代理人となることを認めることは、実務上のニーズが高いものと考えられる。

そこで、当事者の全部又は一部の親会社が外国企業である類型を「国際仲裁事件」に含めることとすることについて、どのように考えるべきか。また、このような類型に該当するものとして、具体的にどのようなケースが考えられるか。

イ 実体的法律関係が涉外的性格を有する場合について

国際的なルールを見ると、UNCITRAL 国際仲裁モデル法では、「国際」仲裁か否かの基準の一つについて、「商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地、もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連を有する地」が当事者の営業所の所在する国の外にあること等として、実体的な権利義務ないし法律関係を基準としているところ、国際仲裁の活性化という観点からは、「国際仲裁事件」の意義は、このような国際的な基準と合わせることが望ましいものと考えられる。また、法の適用に関する通則法においても、当事者による準拠法の選択がない場合に、法律行為に適用される法の基準として、「当該法律行為に最も密接な関係がある地」としている（同法8条1項）ところである。

他方、このような基準を採用することについては、弁護士法72条の外縁を画する基準としては曖昧なものになってしまうという問題がある。

そこで、実体的な権利義務ないし法律関係が涉外性を有するか否かという点に着目し、かつ、できる限り明確性を担保できる基準として、例えば、契約上仲裁判断において適用される実体準拠法が外国法等と定められている類型を「国際仲裁事件」に含めることとすることが考えられるが、この点についてどのように考えるべきか。

ウ その他

以上の他、「国際仲裁事件」の範囲について、検討すべき点はあるか。

#### 4 国際仲裁代理に関する他の要件について

外弁法上、外国法事務弁護士が「国際仲裁事件」の手続を代理することについては、特段の要件は設けられていない。

一方、外国法事務弁護士でない外国弁護士については、

- ① 外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）であって
- ② その外国において依頼され又は受任した場合に、代理をすることが認められている（外弁法58条の2）。

このうち、特に、上記要件②の依頼又は受任が外国においてされたという要件について、その合理性の有無及び当該要件を維持すべきかどうかについて、どのように考えるか。

## 5 その他関連する問題について

上記のほか、外国法事務弁護士等による国際仲裁代理及びこれに関連する問題として検討すべき点はあるか。